

議案第26号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東立石自転車置場を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区自転車駐車場条例

第1条中「及び自転車置場（以下「置場」という。）」を削る。

第2条及び第3条中「及び置場」を削る。

第5条を削る。

第6条中「及び登録制置場」を削り、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。

第15条を第17条とする。

第14条中「又は置場」を削り、「駐車場利用者及び置場を利用する者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「駐車場利用者及び置場を利用する者」を「利用者」に改め、「又は置場」を削り、同条を第15条とする。

第12条（見出しを含む。）中「及び置場」を削り、同条第1号及び第2号中「又は置場」を削り、同条を第14条とする。

第11条中「駐車場利用者及び登録制置場利用者」を「利用者」に改め、「又は登録制置場」を削り、同条を第13条とする。

第10条中「駐車場利用者及び置場を利用する者」を「利用者」に、「駐車場及び置場内」を「駐車場内」に改め、同条第1号中「若しくは置場」を削り、同条第9号中「及び置場」を削り、同条を第12条とする。

第9条中「駐車場利用者」を「利用者」に改め、「及び登録制置場の利用の承認を受けた者（以下「登録制置場利用者」という。）」を削り、「駐車場及び登録制置場」を「駐車場」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条の4を第9条とし、第7条の3を第8条とする。

付則第2項から第7項までを削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表(1)の部中「(1) 駐車場」を削る。

別表(2)の部を削る。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。